

## 委員の御意見

特定技能制度・育成労制度の枠組みを超えて、**我が国として外国人受入れのための基本的な方針を示すべきではないか。**その上で、**国・地方・民間の役割分担を明確にして共生社会の実現のための施策を進めていくべきではないか**



## 基本方針の修正

専門的・技術的分野の外国人は、我が国経済社会の活力を維持し、更に発展させていくために必要不可欠であり、引き続き積極的な受入れを進めていかなくてはならない一方で、専門的・技術的分野とは評価されない分野の外国人の受入れについては、現在のみならず将来にわたっても我が国経済社会と国民生活に多大な影響を及ぼすものであるから、国民的コンセンサスを踏まえつつ幅広い観点からの検討が必須であるため、「今後、上記の対応及び検討が必要とされる」ことを明記

## 委員の御意見

特定技能外国人が所属する受入れ機関は1つに限られており、例外が認められていないが、一部の企業では**在籍型出向（出向元と出向先の両方に所属する形態の出向）**の二種があるため、例外を設けるべき



## 基本方針の修正

- 技能の向上のために密接に関連する受入れ機関同士で一定期間在籍型出向を行うことが必要不可欠であり、かつ、特定技能外国人の雇用の安定や特定技能外国人への支援に与える影響等に係る懸念を払拭するために必要な措置を講じたと認められるときに限り、例外的に複数の受入れ機関との雇用契約（同一の業務区分に限る。）を認め、例外を認める分野は分野別運用方針で定めること
- 法務省は、不適正な運用実態を把握した場合、速やかに必要な調査等を行い、不正行為等が確認されたときは、受入れ機関等について厳正に処分等を行うことを明記

## 委員の御意見

- ・ 技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議などにおいて議論がなかったこと
  - ・ 単に人材確保の手段として利用され、外国人の雇用の安定などに悪影響を与えるおそれがあること
- などから在籍型出向を認めるとしても厳格な要件を課すべき



# 特定技能制度・育成労制度の基本方針に関する有識者会議の主な御意見等②

## 委員の御意見

育成労制度におけるやむを得ない事情がある場合の転籍について、「やむを得ない事情」とはどのようなものかを明確化するべき

## 基本方針の修正

「暴行、ハラスメント、重大悪質な法令違反行為又は重大悪質な契約違反行為があった場合など」がやむを得ない事情に当たることを記載

※ 技能実習制度における「やむを得ない事情」と同様の事情を想定

## 委員の御意見

トラブル防止の観点から、育成労外国人に雇用契約の内容を事前に明示した上で契約を締結することを明記するべき

## 基本方針の修正

「育成労外国人の雇用契約の内容が明示され、当該契約が適切に締結されていることが求められる。」と明記

## 委員の御意見

育成労制度における転籍支援のために、監理支援機関、外国人育成労機構及びハローワークが連携して対応することを明記するべき

## 基本方針の修正

「転籍支援はまずは監理支援機関が中心となって行いつつ、外国人育成労機構及びハローワークにおいても連携して転籍先の情報の収集、提供などの支援を行う。」と明記

## 委員の御意見

大都市圏に人材が集中することを避ける観点から、地域ごとに就業環境の改善や共生施策の推進を進めることを明記するべき

## 基本方針の修正

「特定技能所属機関及び育成労実施者の就業環境の改善に努め、地方公共団体と適切に連携するなど特定技能外国人及び育成労外国人が居住する地域における外国人との共生のための施策の推進を支援するものとする。」と明記

# 特定技能制度・育成就労制度の基本方針に関する有識者会議の主な御意見等③

## 委員の御意見

育成就労制度における本人意向の転籍の要件である日本語能力については、**転籍を阻害しないよう原則としてA1相当の水準とするべき**

## 今後の対応

本人意向の転籍を不当に制限するような要件設定がなされないよう、今後分野別運用方針の作成等に当たって適切に検討

## 今後の対応

技能や日本語を評価する試験については、**適切な水準を担保し、不正等に対する対策を適切に行うべき**

試験の水準や不正等に対する対策は、分野別運用方針等に係る有識者会議や専門家会議等において今後適切に検討。

## 委員の御意見

新制度において適正な育成就労の実施及び育成就労外国人の保護を図るために、**外国人育成就労機構の体制を強化することが必要不可欠である**

## 今後の対応

外国人育成就労機構の体制整備に向けて主務省庁を中心となって適切に対応

## 知事会（※）の御意見

- 外国人への**日本語教育に係る環境整備を推進**すること
- 以下の点を**丁寧に周知**すること
  - ・ 外国人の受け入れ機関は、国及び地方公共団体が講ずる施策に協力する責務等があること
  - ・ 育成就労外国人に必要な技能試験や日本語能力の試験を受験させることが受け入れ機関の義務であること
- 国、地方公共団体、外国人育成就労機構が密接に連携しまた、外国人が大都市圏に過度に集中することのないようにするための措置の**具体的な内容について明記**すること

## 今後の対応

育成就労制度の施行に向けて、主務省庁を中心となりつつ、関係省庁と連携して適切に対応

（※）有識者会議とは別に、全国知事会外国人の受け入れと多文化共生社会実現プロジェクトチームリーダーの鈴木康友静岡県知事から法務大臣宛に御意見の提出があった